プロジェクト　**バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目　**公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討**

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2025 年 3 月 11 日に、実務対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。

2. 本公開草案に対するコメントは 2025 年 5 月 30 日に締め切られ、12 通のコメント・レター（団体等 9 通、個人 3 通）が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、本公開草案の提案から変更した箇所がある。

3. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

公開草案を再度公表することの必要性

4. 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 20 条第 5 項では、以下のとおり記載されている（文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。）。

   「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」

   したがって、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

5. 本公開草案の公表以後、実務対応専門委員会及び企業会計基準委員会における審議によって、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
① 親会社からその子会社又は	本公開草案公表時点で、制度変更について検討が行われていたた	制度変更に対応して以下の追記を行った。 ・ 需要家による非化	本公開草案の公表時に制度変更の可能性への対応についてあらかじ

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
関連会社への非化石価値の融通を認める制度変更への対応(第2項、第5項(2)ただし書き、第9項、BC6項からBC9項、BC39項及びBC40項)	め、本公開草案の結論の背景においてその旨と制度の変更が確定した場合の会計処理の基本的な考え方を示していた。	石価値の転売から子会社又は関連会社への融通を除くことを本文に記載し、その理由を結論の背景に記載した。 ・親会社を需要家として取り扱うことを本文に記載し、その理由を結論の背景に記載した。 ・子会社又は関連会社に融通する目的で非化石価値を購入する場合の子会社又は関連会社との間の取引についての取扱いに関して、本文及び結論の背景に記載した。	めコメント募集を行った上で、実際に行われた制度変更に合わせて記載を変更したものである。したがって、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
② 需要家と特定卸供給事業者等の相対の契約への本実務対応報告の適用(第3項、第4項、第5	本公開草案を適用する契約が有する特徴の1つとして、発電事業者と需要家の相対の契約であることを挙げていた。	特定卸供給事業者等と需要家の契約について一定の要件を定め、当該要件を満たす契約に本実務対応報告を適用することとした。	本公開草案に寄せられたコメントに対応したものである。契約が充足すべき要件及び需要家の会計処理について公開草案の提案内容を変更するものでないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
項(5)及び BC13 項から BC16 項)			
③ 非化石価値の定義の見直し(第5項(1)及び BC18 項から BC20 項)	本公開草案では、「非化石価値」について、エネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値と定義していた。	本実務対応報告が適用される契約における非化石価値が再生可能エネルギー源に由来するものであることを明確化するため、非化石価値の定義を見直した。	本公開草案に寄せられたコメントに対応して定義を明確化したものであるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
④ 会計処理を行う時点の明確化と「合理的に見積る」との表現の見直し(第6項及び BC26 項から BC28 項)	需要家は、発電により生じた、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点において費用処理を行い、対価の支払義務に係る負債を計上することとし、遅くとも国による電力量の認定時点までに金額を合理的に見積ることとしていた。	以下の変更を行った。 ・ 発電の時点において費用処理を行うことを本文に明記した。 ・ 「合理的に見積る」という表現を削除して、発電時点で非化石価値を受け取る権利について信頼性をもって測定できない場合に、信頼性をもって測定できるまで費用処理を行わないことができることとした。	本公開草案に寄せられたコメントに対応して会計処理の時点を明確化したものであるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑤ 決算日後に国による電力量の認定が	記載なし。	結論の背景に以下の追記を行った。 ・ 決算日において需要家が非化石価値	本公開草案に寄せられたコメントに対応して結論の背景に追記したものであるため、再度

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
行われた場合の取扱いの明確化（BC29項）		を受け取る権利に係る費用を認識しなかった場合、修正後発事象として非化石価値を受け取る権利に係る費用認識の修正を行う必要はないと考えられる。 ・ 決算日において需要家が非化石価値を受け取る権利に係る費用を認識した場合には、重要性に応じて計上した費用の金額を修正することが考えられる。	公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。
⑥ 本実務対応報告を適用する契約が財務諸表全体の観点から重要な場合の追加情報に関する追記（BC44項及びBC45項）	記載なし。	本実務対応報告を適用する契約が財務諸表全体の観点から重要であり、利害関係人が企業集団又は会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる場合に追加情報として開示することは妨げられないという考え方を結論の背景に記載した。	本公開草案に寄せられたコメントに対応して結論の背景に追記したものであるため、再度公開草案を公表する必要性はないものと考えられる。

6. 上記の検討の結果、現状の文案では、公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント
上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以　上